

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

「年次有給休暇（年休）請求・取得に診断書強要」についての申し入れ

組合員は、2022年6月、自らの体調回復のため手術を行うことにした。

組合員は、医師から、手術と休養には約8日ほどの日数が必要であることを伝えられた為、それに従い8日間の休養日を準備することにした。

以前（2017年4月1日以前）ならば、毎月10日に、翌月の休日予定が公表され、就労義務のある日が確認できた為、8日間もの年休請求をする必要などなかったが、現在は、休日予定と就労義務のある日が確認できない為、組合員は仕方なく8日間の年休請求を行なった。そして組合員は、その旨を職場の勤務作成担当の上田助役にも口頭で伝えて、所定の年休の請求手続きを行なった。

5月25日に6月の勤務が発表された。組合員が年休の請求（時季指定）を行っていた8日間に、会社は、公休2日、特休1日、年休5日の指定を行った。ところがその後、5月30日になって会社は、組合員に対して診断書の提出を強要してきたのである。

納得いかない組合員は、大阪仕業検査車両所総務科の桶谷助役と安達助役に対して納得いく説明を求めたが、会社から納得できる説明はなかった。組合員はこのことに抗議する他方で、会社からの不利益扱いを防衛するために、自らが休みに入る前の6月4日に診断書を提出した。そしてその後、組合員は会社に対して苦情申告を行った。

5月25日に6月の勤務を発表し、休日と休暇を含む勤務を明らかにした後に会社が行ったこの行為は、当該組合員に対して悪戯に不安と精神的苦痛を与えるもので、極めて悪質であると言わざるを得ない。

したがって、嚴重に抗議すると共に、以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. この度の事態で、不安と精神的苦痛を与えた当該組合員に謝罪をすること。
2. 診断書提出の撤回と診断書の返却、そして当該組合員に対して、診断書の取得に要した費用を支払うこと。

3. 会社は、社員からの年次有給休暇の請求手続きに対して、理由や診断書の提出を強要できるのかどうかを明らかにすること。
4. 会社は、今頃（8月）になって、診断書の提出理由を、「手術のための連続8日の年休申込みがあったため、就業規則第56条第2項に基づき、診断書の提出を求めたものである。」などと言っているらしいが、それは事実かどうかを明らかにすること。
5. 就業規則第56条に記されているのは、（欠勤の手続）についてであり、第56条第2項には、「社員が傷病により継続して5日を超えて欠勤する場合は、休養見込期間を記載した医師の診断書を添えて届け出なければならない。なお、休養見込期間経過後、引き続き欠勤しなければならない時は、更にその手続きをとらなければならない。」と記されている。会社は当該組合員から、欠勤の申請を受けたのかどうかを明らかにすること。
6. 組合員は、8日間の年休申込みを行ったのであり、欠勤の手続きを行なったのではない。そうであるにも関わらず、就業規則第56条第2項（欠勤の手続）が適用される理由を明らかにすること。
7. 就業規則第53条（8）に明示されている通り、「「欠勤」とは、正規の労働時間の全部又は一部を欠く場合をいう。」である。当該組合員が、欠勤をした事実はあるのかどうかを明らかにすること。
8. 年休の請求手続きについては、就業規則第76条に、「社員は、毎月20日までに翌月分の年休使用日を、年次有給休暇申込簿に所定事項を記入のうえ、会社に届け出ることとする。」となっていて、診断書の提出など一切謳われていない。なぜ、診断書の提出が必要なのかを明らかにすること。
9. 翌月の所定の勤務（就労義務のある日と休日）が明らかでないのに、欠勤の手続きが行なわれるのかどうかを明らかにすること。
10. 会社は、悪戯な勤務を指定したあげく、納得いく説明もできない「就業規則第56条が適用される」などという悪質な言動を行ったことを猛省し、二度と同じ過ちを繰り返さないことを約束すること。

以上